

「東浦町ボランティア活動支援交付金」申請受付中！



●東浦町ボランティア活動支援交付金とは？

ボランティア・NPOが町内で行う事業に対して、最大10万円を交付するものです。

●対象者

総合ボランティアセンター（なないろ）に登録しているボランティア（個人・団体）、NPO

●対象になる活動

- （１）地域の公共的な課題を解決するための事業
- （２）地域の実施団体などにおける人材の発掘または育成に関する事業
- （３）地域情報の収集または発信に関する事業
- （４）コミュニティ組織の強化または地域のネットワーク化に関する事業

●対象経費

講師などへの謝金・謝礼、消耗品、燃料費、印刷代、郵便料金、保険料、会場使用料、事務所の賃借料、備

品購入費など

●受付期間、申請方法

4月1日（木）～9月30日（金）に申請書と添付書類（事業計画書、収支予算書、規約など団体の概要がわかる資料）をFAX、メールまたは直接問い合わせ先へ
※申請書は住民自治課、総合ボランティアセンター（なないろ）で配布または町ホームページからダウンロード

●審査方法

提出された申請書および添付書類を審査し、交付・不交付を決定します。

〒住民自治課 内線295

Fax (82) 0890

✉ juminjichi@town.

aichi-higashura.lg.jp



4月2日は「世界自閉症啓発デー」 4月2日～8日は「発達障害啓発週間」



■発達障がいとは

自閉スペクトラム症、学習障害、注意欠如多動性障害などの、通常低年齢において発現する脳機能の障がいです。そのため、他人との関係づくりやコミュニケーションなどが苦手、知的能力が低いわけではないのに、学力や話す力、言葉の理解力の遅れがあるといわれています。発達障がいについて知ること、理解をすることは発達障がいのある人だけでなく、誰もが幸せに暮らすことができる社会の実現につながります。

でにいずれかの特徴が現れると言われています。

●学習障害（LD）

基本的に知的発達に遅れはありませんが、聞く、話す、読む、書くなどの特定の領域で学習の遅れがみられる障がいです。

●注意欠陥多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいです。7歳までに特徴が現れ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたします。

■発達障がいにはどんなものがある？

●自閉スペクトラム症（ASD）

自閉症、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害です。主な特徴として対人関係が苦手、言葉の発達の遅れや興味・行動に強いこだわりがあります。3歳ま

■発達障がいがある方には年齢など、相手に合わせた配慮が必要です

例えば…

- ・相手の意図がくみ取りにくいと感じられるときは、説明者の意図が伝わっていない可能性を考慮して応対する。
- ・言語的コミュニケーション

ンが苦手な場合は、視覚情報で簡潔に伝える。
・感覚過敏の人には、落ち着いた環境を用意する。
・こだわりがある人には、こだわりの受け止めたうえで適切に対応する。

■相談窓口

●あいち発達障害者支援センター

▼電話相談

月～金曜日

・受付時間

午前10時～正午、午後1時～4時

☎0568(88)0849

▼来所相談（予約制）

月・木曜日（祝日、年末年始を除く）

・予約受付時間

午前9時～正午、午後1時～5時

☎0568(88)0811

内線8109

内線121

障がい福祉課



知北斎場が新しくなります



建替え工事を進めていた知北斎場が完成し、4月22日☒から供用を開始します。また、予約手続きや使用料が変わります。詳細は知北平和公園組合ホームページへ※供用開始前に、お別れ室や待合室などをご覧いただける内覧会を開催します。また、現在、設計を行っている合葬墓地のイメージ図などの展示も行います。

●とき

4月15日☒

午前9時30分～午後3時

●ところ

知北斎場
※駐車場の混雑緩和のため、隣接する知北霊園の駐車場もご利用ください。

●申込み

不要、直接会場へ

☒知北平和公園組合

☎(48) 5511



就学援助制度



経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費、学校給食費、修学旅行費などの援助を行い、義務教育の機会均等を確保しようとする制度です。

●対象

- 該当する方は、問い合わせ先へ相談してください。
- ・生活保護世帯の方
 - ・当該年度に生活保護が停止または廃止された世帯の方
 - ・町民税が非課税または減免されている方
 - ・個人事業税または固定資産税が減免されている方
 - ・国民年金の掛金が減免されている方

☒教育課 内線176

●受付 随時

4月15日☒～24日☒は「春の安全なまちづくり県民運動」の実施期間です。被害にあわないために「自分だけは大丈夫」と思わずに対策しましょう！
春の県民運動では①～⑤を重点とし、犯罪の抑止を図っていきます。

①特殊詐欺の被害防止



「他人にキャッシュカードを渡さない」「暗証番号を教えない」を徹底しましょう。

②SNS型投資・

ロマンス詐欺の被害防止



SNSだけでやりとりしている人からお金や投資

春の安全なまちづくり県民運動



の話をされたら、警察や家族に相談しましょう。

③侵入盗の防止



出掛ける時は、必ず鍵をかけ、在宅中も施錠しましょう。

④自動車盗の防止

照明や防犯カメラなどの対策がとられた駐車場を選びましょう。



⑤子どもと女性の犯罪被害防止

人通りが多く明るい道を通りましょう。



☒住民自治課 内線295

事業承継個別相談会を開催します！



県事業承継・引継ぎ支援センター、刈谷市、大府市と連携し、事業承継個別相談会を開催します。事業承継をお考えの方はご利用ください。

●内容

公的機関である県事業承継・引継ぎ支援センターの専門スタッフによる個別相談

●とき

6月、10月、2月の各第4火曜日

・午前10時～

・午前11時30分～(各60分)

●場所

●対象者

・刈谷市、大府市または町内の事業所を経営する方
もしくは後継者
・刈谷市、大府市または町外の事業所を経営する刈

谷市、大府市または町内在住の方

●申込み

相談希望日の1週間前まで

に申込用紙をFAXまたはメールで問い合わせ先へ

※申込用紙は商工農政課

(勤労福祉会館内)で配布

または町ホームページからダウンロード

●問

勤労福祉会館

☎(83)6118

Fax(83)6117

✉ shokonosei@town.aichi-higashura.lg.jp

マイナンバーカードの休日窓口を開設します(事前予約制)



●とき

4月6日(金)、5月10日(土)

6月1日(日)、7月6日(日)

8月3日(日)、9月7日(日)

10月5日(日)、11月2日(日)

12月7日(日)、令和8年

1月10日(土)、2月1日(日)

3月1日(日)

午前9時～正午、午後1時～3時

●ところ

●対象手続き

・マイナンバーカードの受け取り

・電子証明書の更新

・保険証情報の紐づけ

・暗証番号の初期化、再設定

●対象

●その他

町内に住民登録のある方

日程変更・中止の場合あり

●申込み

・4月6日の開設

4月4日(金)正午までに電話で問い合わせ先へ

・5月以降の開設日

窓口開設日の前月1日～直前の木曜日正午に町公式LINE予約・申込フォームへ

※代理で手続きを希望する場合は電話で問い合わせ先へ

問 住民課 内線160

4月6日～15日は春の全国交通安全運動

●道路を横断するときは「ハンド・アップ」！

横断歩道では必ず止まり、右と左をよく見て、車が来ていないことを確かめてから渡りましょう。また、横断する際は手を挙げるなど、ドライバーに横断する意思を明確に伝えてから横断しましょう。横断中も周囲の状況を確認しましょう。



●横断歩道は歩行者優先！

運転者には、横断歩道手前での減速義務や停止義務があります。道路上に横断歩道があることを示す「ダイヤモンドマーク」を見たら、横断者がいる場合には安全に

●自転車利用のルールを守ろう！

法律により、自転車を利用するすべての人に対し、ヘルメットの着用が努力義務化されています。また、2024年11月から、自転車乗車時のながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則が創設されました。



問 住民自治課 内線295



停止できるよう、スピードを落として走行しましょう。

ひとり親家庭等に関する手当制度



ひとり親家庭などの生活の安定と児童の健全育成のため、児童を監護養育する方へ手当を支給する制度です。支給を受けようとする方および児童は、町内に居住していれば国籍は問いません。

	児童扶養手当	県遺児手当	町遺児手当
受給者(申請者)	父、母、養育者(祖父母、おじ、おばなど)		
支給対象児童	死別、離婚などにより父または母と生計を同一にしていない児童、父または母に重度の障がいがある児童		
支給期間	児童が18歳到達年度の末日まで ※施行令で定める程度の障がいがある方は20歳未満まで	児童が18歳到達年度の末日までの最長5年間	
手当月額(2025年度)	▶児童1人の場合 全額支給 46,690円 一部支給 46,680～11,010円 ▶児童2人以上の場合の加算額* 全額支給 11,030円 一部支給 11,020～5,520円 ※1人増すごとに加算	児童1人につき ・1～3年目 4,350円 ・4～5年目 2,175円 ・6年目以降 0円	児童1人につき 5,000円

で、すべて所得制限があります。手当の概要や支給要件、所得制限は問い合わせ先へ

●注意

事実婚(異性の頻繁な訪問や同居、経済的援助など)の場合は、手当は申請できません。また、各手当を受給中の方が事実婚となった場合は資格喪失や返還などが生じます。

●一部支給停止措置など

児童扶養手当は原則、手当の支給開始月の初日から起算して5年を経過すると、受給資格者が父または母の場合、手当の2分の1が支給停止となります。

ただし、①または②により必要書類を期限内に提出した場合、支給停止が解除されます。該当する方には通知しますので、必要書類を郵送または直接問い合わせ先へ

※所得の状況や家族の状況などに変化があった場合は、この限りでない

①受給している父または母などが次のいずれかに該当する場合

・就業している

・求職活動などの自立を図るための活動をしている

・身体上または精神上の障がいがある

・負傷または疾病などにより就業することが困難である

・受給している父または母などが監護する児童または親族が障がい、負傷、疾病、要介護状態などにより、介護する必要があるため就業することが困難である

②①に該当しないため、児童課において相談したうえで求職活動などを行った場合

●その他

必要書類などの詳細は町ホームページまたは問い合わせ先へ

●申請・問い合わせ

子育て支援課
内線140

令和7年度から
国民健康保険税の
税率が変わります

●税率の改正
税率比較表のとおり改正します。

●国税務課

内線119

【令和6年度と令和7年度の税率比較表】 ※詳細は町ホームページへ

	医療分		後期高齢支援金分		介護分	
	R 6	R 7	R 6	R 7	R 6	R 7
所得割	7.20%	7.57%	2.56%	2.66%	2.11%	2.21%
均等割	31,900円	33,000円	10,300円	11,000円	11,200円	11,500円
平等割	23,100円	22,700円	7,900円	7,800円	6,100円	6,000円

影響額(例) 4人世帯(うち介護分該当2名、世帯での課税所得400万円の場合)

【改正前】70万3,100円→【改正後】73万3,100円